

## 「消費者被害防止救済基金（仮称）」の創設についての検討状況

平成28年2月24日

特定非営利活動法人 消費者機構日本

磯辺浩一

### 1. 経過

消費者団体訴訟制度の公益性から考えると公的基金の設立など公的支援の拡充が望ましい。しかし現状では見通しが立たないことをふまえ、できる範囲での基金を民間で準備することを（一社）全国消費者団体連絡会にて検討している。

### 2. 検討趣旨

- ・ 消費者団体が実施する消費者被害の救済及び未然防止の事業のうち一定の要件をみたすものに対し、資金面での支援を行う。
- ・ 基金という名称だが、運用益で支援するのではなく、毎年、消費者・事業者など幅広く寄付を呼びかけ、寄付を集めた範囲で支援を行うもの。スタート時に年間1,000万円の寄附を集めることを目標とする予定。
- ・ （一社）全国消費者団体連絡会の60周年記念事業とする。

### 3. 検討中の制度概要

#### (1) 適用対象

消費者団体が取り組む消費者被害回復等に関連する事業を支援。

- ① 適格消費者団体が取り組む差止請求訴訟の費用援助
- ② 特定適格消費者団体が取り組む被害回復訴訟に要する費用の貸付（免除含む）
- ③ 消費者団体が自主的に営む消費者相談事業の費用援助
- ④ 消費者団体によるADRの運営費用援助

#### (2) 財源 ～多様な財源の確保～

運用益ではなく、寄付を集め続ける。薄く広く寄付を集め続けるために、理解を広げ続ける取り組みが必要。

- ① 消費者からの寄付
- ② 事業者団体からの寄付の可能性
- ③ 公的機関からの寄付の可能性
- ④ その他

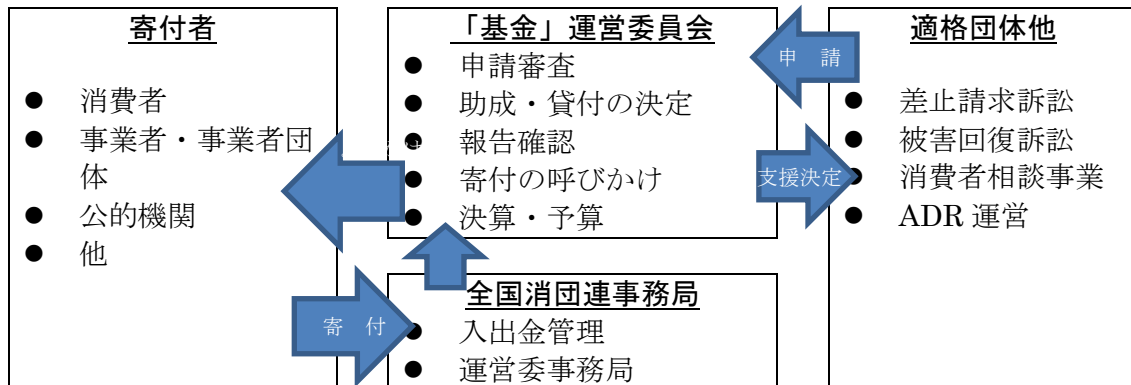
### (3) 運営委員会の設置

公正な運営を期すため、全国消団連の機関とは別に運営委員会を設ける。

【主な役割】申請審査、助成・貸付の要否及びその額の決定、事業報告の確認、寄付の呼びかけ、決算・予算の確認、他

【構成想定】第三者性を確保しつつ、なるべく幅広い関与を追求。(例えば、民法学識者、民事訴訟法学識者、弁護士、消費者庁、消費者団体など)

(スキーム図)



※添付資料

(参考1) (一社) 全国消費者団体連絡会 2015年度12月理事会資料

(参考2) (一社) 全国消費者団体連絡会組織概要